



「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」について

【日程例】〈申請受付期間〉令和7年9月29日～10月10日 〈訓練開始日〉令和8年1月26日

【STEP1】同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績(認定基準4、(1)、①「職業訓練の実績」)

→ 認定様式第4号「訓練実施機関・施設の概要」の「職業訓練の実績」欄に職業訓練の実績として記載。

Timeline chart showing training periods from Heisei 4 to Heisei 8. A pink box labeled 'A' covers the period from Heisei 5, Jan 26 to Heisei 8, Jan 25.

㊦ 令和5年1月26日
㊧ から遡って3年前

㊦ 令和8年1月26日
訓練開始日

○認定基準4、(1)、①「職業訓練の実績」
職業訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下「申請職業訓練」という。)について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行なったことがあること。

- (1) Aの期間に、実施場所(都道府県)を問わず、今回申請する求職者支援訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練(以下「同程度の訓練」といいます。)を適切に行なった実績があることが必要です。
(2) 同程度の訓練は、認定申請日までに開始しており、Aの期間に終了する訓練科が該当します。
(3) 同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間(企業実習を除く)が今回申請する求職者支援訓練の7割以上であり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であるとともに、同一の受講者に対して実施されていること。
(4) 同程度の訓練としてオンライン訓練も認められます。
(5) 同一の受講者に対して、複数の職業訓練を一連のものとして一体的に提供したと認められる場合には、当該複数の職業訓練を合算した訓練期間及び訓練時間を職業訓練の実績として認めることとします。

(例)

Example table showing training periods from 1 month to 5 months. It details weeks, hours, and specific training types like 'Operator Business Training' and 'Accounting Business Training'.

【注意】

- ① 個別の訓練内容が、申請する職業訓練と同一分野に関する内容であると認められる場合に、合算できること。
② 一連のものとして一体的に提供されたとして認められる場合は、各訓練の間隔が概ね1週間程度近接している場合をいうこと。
(5) (1)～(4)を満たす職業訓練であれば求職者支援訓練のほか、委託訓練、訓練機関が実施した公的職業訓練以外の職業訓練等であっても同程度の訓練に該当します。
【注意】同一分野の求職者支援訓練であっても、(1)～(4)を満たさない場合は同程度の訓練とは認められません。

【STEP2】選定で使用する就職実績

→ 認定様式第14号に過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況として記載。

Timeline chart showing job performance from Heisei 6 to Heisei 7. A blue box labeled 'B' covers the period from Heisei 6, Sep 1 to Heisei 7, Sep 29.

選定で使用する就職実績の有無により、選定を行う枠が「実績枠」、「新規参入枠」に分かれます(それぞれ選定方法が異なります。)

- (1) 次の場合には、その訓練の就職実績等に基づき、実績枠で選定を行います。
申請する求職者支援訓練と同一分野(※)の求職者支援訓練を、今回申請する求職者支援訓練を行おうとする都道府県内(総訓練時間に対する通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国)で実施したことがあり、その就職率について機構支部から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書(様式A-10)」により通知されており、雇用保険適用就職率の適用日が、Bの期間(申請受付開始日【㊦】から1年前の日が属する月の初日【㊧】までの間)に属する訓練科がある場合。
(2) (1)に該当しない場合には、申請する求職者支援訓練の内容等に基づき新規参入枠で選定を行います。
【注意】「求職者支援訓練の選定方法」についても併せてご確認ください。

「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」について

【日程例】〈申請受付期間〉令和7年10月24日～11月7日 〈訓練開始日〉令和8年2月25日

【STEP1】同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績(認定基準4、(1)、①「職業訓練の実績」)

→ 認定様式第4号「訓練実施機関・施設の概要」の「職業訓練の実績」欄に職業訓練の実績として記載。

Timeline table showing years from 令和4年 to 令和8年 with a highlighted period A from 令和5年2月25日 to 令和8年2月24日.

㊦ 令和5年2月25日
㊧ から遡って3年前

㊨ 令和8年2月25日
訓練開始日

○認定基準4、(1)、①「職業訓練の実績」
職業訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下「申請職業訓練」という。)について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行なったことがあること。

- (1) Aの期間に、実施場所(都道府県)を問わず、今回申請する求職者支援訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練(以下「同程度の訓練」といいます。)を適切に行なった実績があることが必要です。
(2) 同程度の訓練は、認定申請日までに開始しており、Aの期間に終了する訓練科が該当します。
(3) 同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間(企業実習を除く)が今回申請する求職者支援訓練の7割以上であり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であるとともに、同一の受講者に対して実施されていること。
(4) 同程度の訓練としてオンライン訓練も認められます。
(5) 同一の受講者に対して、複数の職業訓練を一連のものとして一体的に提供したと認められる場合には、当該複数の職業訓練を合算した訓練期間及び訓練時間を職業訓練の実績として認めることとします。

(例)

Example table showing training periods (1ヶ月 to 5ヶ月) and times (20H, 30H) for different courses (a, b, c) and their consolidation.

【注意】

- ① 個別の訓練内容が、申請する職業訓練と同一分野に関する内容であると認められる場合に、合算できること。
② 一連のものとして一体的に提供されたとして認められる場合は、各訓練の間隔が概ね1週間程度近接している場合をいうこと。
(5) (1)～(4)を満たす職業訓練であれば求職者支援訓練のほか、委託訓練、訓練機関が実施した公的職業訓練以外の職業訓練等であっても同程度の訓練に該当します。

【注意】同一分野の求職者支援訓練であっても、(1)～(4)を満たさない場合は同程度の訓練とは認められません。

【STEP2】選定で使用する就職実績

→ 認定様式第14号に過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況として記載。

Timeline table showing years 令和6年 and 令和7年 with a highlighted period B from 令和6年10月1日 to 令和7年10月24日.

㊩ 令和6年10月1日
申請受付開始日から1年前の
日が属する月の初日

㊪ 令和7年10月24日
申請受付開始日

選定で使用する就職実績の有無により、選定を行う枠が「実績枠」、「新規参入枠」に分かれます(それぞれ選定方法が異なります。)

- (1) 次の場合には、その訓練の就職実績等に基づき、実績枠で選定を行います。
申請する求職者支援訓練と同一分野(※)の求職者支援訓練を、今回申請する求職者支援訓練を行おうとする都道府県内(総訓練時間に対する通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国)で実施したことがあり、その就職率について機構支部から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書(様式A-10)」により通知されており、雇用保険適用就職率の適用日が、Bの期間(申請受付開始日【㊩】から1年前の日が属する月の初日【㊦】までの間)に属する訓練科がある場合。(※)同一分野の求職者支援訓練であれば、上記【STEP1】の「同程度の訓練」である必要はありません。

- (2) (1)に該当しない場合には、申請する求職者支援訓練の内容等に基づき新規参入枠で選定を行います。
なお、新規参入枠(新規又は新規扱い)であっても、上記【STEP1】の「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」が必要となります。

【注意】「求職者支援訓練の選定方法」についても併せてご確認ください。

